特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇土市は、住民基本台帳に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宇土市長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 宇土市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構)という。)への本人確認情報の照会 ⑨値人番号の通知及び個人番号カードの変付 ⑩個人番号の前末に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の前末に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号カードを用いたコンビニでの住民票の写し等の交付 ⑪個人番号カード等を用いたコンビニでの住民票の写し等の交付 ⑪個人番号カード等を用いたコンビニでの住民票の写し等の交付 ⑪個人番号カード等を用いた本人確認 ⑫個人番号カードの変付」に係る事務については、総務省令により事務の一部を機構に委任するため、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	1. 総合行政システム住民票 2. 住基ネットCS 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. コンビニ交付システム 6. 標準準拠システム住民票

2. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル、(2) 本人確認情報ファイル、(3) 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)				

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項 <情報照会> なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	市民環境部市民保険課				
②所属長の役職名	市民保険課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 宇土市 市民保険課 0964-22-1111				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	宇土市市民環境部市民保険課 〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地 宇土市 市民保険課 0964-22-1111				
9. 規則第9条第2項の適用	目 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年3月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		7年3月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書]	ι重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 まなは全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載	
210 COO.				
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムをi	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録やマイナンバー入りの書類発行時にはダブルチェックを行い、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、外部記録媒体は施錠できる書棚に保管することを徹底し、利用後は当該データを速やかに削除している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって7 4) 委託先における不正な6 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	よるリスクへの対策 下正に使用されるリス 使用等のリスクへの対策 でない情報 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	限との紐付けが行われるリスクへの対 クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	∵提供を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報が記載された書 特定個人情報の漏えい・滅失・!		に保管している。これらの対策を講じ は「十分である」と考えられる。	ていることから、

変更問題	所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I.1.③(システムの名称)	1. 総合行政システム住民票 2. 住基ネットCS 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ 5. コンビニ交付システム	1. 総合行政システム住民票 2. 住基ネットCS 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーパ 5. コンビニ交付システム 6. 標準準拠システム住民票	事前	
令和7年3月31日	I.3(法令上の根拠)	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民基本台帳の作成) ・第1条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の3(除票の割計動資産。 ・第15条の4(際票の写し等の交付) ・第15条の4(除票の写り等の交付) ・第15条の4(除票の写り等) ・第15条の4(除票の同り等) ・第15条の4(除票の同り等) ・第15条の4(除票の同り等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の見機)	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第11条の3(体票の記載事項) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の3(除票の言し等の交付) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けてしる著等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事へのお行機関への本人確認情報の提供)	事後	
令和7年3月31日	4.②(法令上の根拠)	(情報照会)なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ホットワークシステムによる情報照会は行わない。)(情報提供)・番号法第19条第8号別表第21,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,97,101,102,103,105,106,107,108,111,112,113,114,116,117,1200項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第1条,2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条,16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条、24条、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条、43条の3、43条の4、44条の5、45条、47条、48条、49条、49条の2、53条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2の2、59条の2	<情報提供> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、 48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、 76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、 110、112、115、118、124、129、130、132、136、 137、138、141、142、144、149、150、151、152、 155、156、158、160、163、164、165、166の項 <情報照会> なじ(住民基本台帳に関する事務において情報 提供ネットワークシステムによる情報照会は行 わない。)	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ.1(いつ時点の計数か) Ⅱ.2(いつ時点の計数か)	令和5年11月10日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	IV.8(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) (判断の根拠) IV.11(最も優先度が高いと考えられる対策) (判断の根拠)	-	様式見直しに伴う追加	事後	